

議第 1 3 5 号

高島市立認定こども園条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 2 年 1 1 月 2 5 日

高島市長 福 井 正 明

---

高島市立認定こども園条例の一部を改正する条例

高島市立認定こども園条例（平成 2 7 年高島市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表に次のように加える。

高島市立静里なのはな園	高島市立なのはな保育園	高島市新旭町藁園 2 3 0 5 番地
高島市立大師山さくら園	高島市立さくら保育園	高島市新旭町饗庭 5 1 3 8 番地

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。  
（高島市立幼稚園保育料徴収条例の廃止）
- 2 高島市立幼稚園保育料徴収条例（平成 2 7 年高島市条例第 1 7 号）は、廃止する。  
（高島市立幼稚園入園児童一時預かり事業の実施に関する条例の廃止）
- 3 高島市立幼稚園入園児童一時預かり事業の実施に関する条例（平成 2 7 年高島市条例第 1 8 号）は、廃止する。  
（高島市立学校給食共同調理場設置条例の一部改正）
- 4 高島市立学校給食共同調理場設置条例（平成 1 7 年高島市条例第 1 1 6 号）の一部を次のように改正する。  
第 4 条第 2 項第 1 号および第 2 号を次のように改める。
  - (1) 各小学校および中学校の校長の職にある者
  - (2) 各小学校および中学校の保護者を代表する者（高島市一時預かり事業の実施に関する条例の一部改正）
- 5 高島市一時預かり事業の実施に関する条例（平成 1 7 年高島市条例第 1

52号)の一部を次のように改正する。

第2条の表中「高島市立さくら保育園」を「高島市立大師山さくら園」に、「高島市立なのはな保育園」を「高島市立静里なのはな園」に改める。  
(高島市立保育園設置条例の一部改正)

6 高島市立保育園設置条例(平成27年高島市条例第16号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

高島市立なのはな保育園 通称「静里なのはな園」	高島市新旭町藁園2305番地
高島市立さくら保育園 通称「大師山さくら園」	高島市新旭町饗庭5138番地

」を

「

高島市立なのはな保育園	高島市新旭町藁園2305番地
高島市立さくら保育園	高島市新旭町饗庭5138番地

」に

改める。